

下水道使用料等の請求漏れについて

本市では、公共下水道や農業集落排水，コミュニティ・プラント（以後「下水道等」といいます。）を使用する方から使用料を徴収していますが，下水道等に接続しているにもかかわらず使用料を請求していない，いわゆる請求漏れがあることが判明しました。

1 調査結果

請求漏対象件数 19件（平成19年度から平成27年度までの届出分）
遡及対象金額 5,681,996円（使用開始から又は過去5年以内分）

2 調査方法

下水道等に接続のための申請等（排水設備の申請や完了届）と，現在の料金徴収システムとの照合を行い，該当したお宅に訪問し，現地調査を行いました。

3 原因

請求漏れの原因は，いずれも業務体制の変更時の引継ぎや，職員のシステム入力漏れなどチェック体制が十分に確立していれば防止できたものであります。

4 再発防止対策

- ① これまで別々に作成していた水道給水装置と下水道排水設備の申請や竣工及び使用開始に関する管理台帳を統一することで下水道使用料等の請求漏れを防止します。
- ② 平成28年度からは，事務の流れをマニュアル化し，市及び料金徴収受託者が共通認識を持ちシステム入力等について三重のチェック体制をしておりますが，さらに慎重に業務を遂行してまいります。

5 今後の対応

請求漏れが判明した方々のお宅には，個別に訪問し，お詫びして丁寧に経緯を説明した上で遡及請求額の納付についてご理解を頂ただけるようお願いしております。

請求漏れにかかる遡及請求については，下水道等の接続時から使用料をお支払いいただいている方との公平性を考慮し，地方自治法第236条第1項「金銭債務の消滅時効」の規定に基づき，過去5年以内の下水道等の使用料を遡って請求させて頂く旨お話しております。

なお，支払い方法については，分納など使用者の事情を考慮して対応しております。

市民の皆様にご迷惑をおかけし，市の信頼を損なう事態を招いたことを心からお詫び申し上げます，今後このようなことがないよう対処して参ります。